

平成27年 第2決算審査特別委員会 会議録

上記記載のとおり相違ない。 第2決算審査特別委員長 渡 邊 龍 之 印

第2決算審査特別委員会（第1日目）

H27.9.9（水）10：00～

第 一 委 員 会 室

開 会 10：00

委員長挨拶

委 員 長

このたび、第2決算審査特別委員会の委員長を仰せつかりました渡邊です。田村副委員長とともに、当委員会に付託された事件を各委員の皆さんとともに職員の皆さんの協力を仰ぎながら委員会を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより第2決算審査特別委員会を開会いたします。

委員動静報告

委 員 長

ただいまの出席委員数は9名であります。

これより本日の会議を開きます。

本委員会に付託されました事件は、

認定第2号 平成26年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 平成26年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成26年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成26年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成26年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成26年度滝川市下水道事業会計決算の認定について

認定第8号 平成26年度滝川市病院事業会計決算の認定について

以上、特別会計5件、企業会計2件の計7件となっております。

事前審査説明

委 員 長

次に、審査の方法について協議いたします。

まず、日程でございますが、配付されております別紙日程表に基づいて進めることとし、終了時間につきましては遅くとも午後4時をめどとして取り進めることでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

委 員 長

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

次に、審査の進め方について協議いたします。

審査は、各会計ごとに行うこととし、下水道事業会計及び病院事業会計は決算内容について、その他の特別会計は節または細節で50万円以上の不用額について、また要する経費として予算額があり、執行額がゼロの場合は不用額の多少にかかわらず、説明を受けた後質疑を行い、討論、採決については最終日に行うことでよろしいですか。

（異議なしの声あり）

委 員 長

そのように決定いたします。

なお、意見は討論の際に述べていただくことになっておりますので、質疑は簡潔に行っていただき、特に決算以外の質疑は行わないようご配意願います。

また、答弁については、部課長に限らず、内容を知り得る方で原則係長職以上の方が行ってください。なお、氏名、職名等を告げられないで答弁の許可を得た場合は、所属、職名、氏名を述べてから答弁をしてください。

次に、市長に対する総括質疑は審査日程の最終日に予定しておりますが、審査の過程で特に留保したものに限ることによろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

次に、討論でございますが、付託されております全認定について一括して各会派の代表の方に行ってもらふこととし、その順番は会派清新、会派みどり、新政会、公明党、日本共産党の順とすることによろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

なお、各会派から出されました討論要旨につきましては、後日事務局で一括整理し、議員にのみ印刷配付することになっておりますので、ご了承願います。

最後に、資料要求の関係でお諮りいたしますが、予定される資料につきましては、お手元に配付されております。これ以外の関係で資料要求される方は、その都度要求を願い、その必要性を会議に諮り、所管部局の都合を確認した上で決定したいと思いますが、これによろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

資料要求

委員長

それでは、まず冒頭に資料要求される方はいますか。

(なしの声あり)

委員長

なしと確認いたします。

以上で、審査方法についての協議を終了し、早速審査に入りたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、日程に従いまして審査を進めます。

認定第4号 平成26年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長

それでは、認定第4号 平成26年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

高橋部長

(認定第4号を説明する。)

委員長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

山 本

保険事業勘定で毎年欠損の未収の部分があるのですけれども、いただけない理由の大きなものを何点か教えていただきたい。お支払いいただけないということは、何らかの事情があってお支払いできないのだらうと思うのですけれども、払える人が払っていないのか、本当に払えないのか、その辺のことを調べていると思うので、お聞きしたいと思います。

土橋係長

欠損の関係でお答えさせていただきます。

さまざまな理由ということがございまして、大きな理由を何点かということだったので、年金収入の中で例えばその時々医療費ですとか何かあった際に滞ってしまうものがどうしてもあって、そういったものにつきましては私も徴収員、嘱託職員も含めて日々訪問させていただき、個別にさまざまな理由

を伺っているところです。しかしながら、一旦滞納した方につきましては、特に年金収入という方が多い中、限られた収入で、支払いをふやしていくことが年齢的にできない方々が多いものですから、一般の税とかそういったものに比べますと、どうしても一旦たまったものが不納欠損という格好であらわれてしまうことが多いかと考えているところです。具体的な理由を何点かという質疑の意図に沿わなかったかもしれないですが、そういった格好で考えております。

委員 長
山 口

ほかに質疑ございますか。

介護サービス事業で利用者からの苦情とか要望とかがもしあれば、それに対する対応をお願いします。

須藤主査

滝川市内の介護の各事業所で運営をしている状況ですけれども、直接市のほうに苦情ですとか、施設でこういうことがあったという窓口、電話なりのそういったやりとりは、ないと考えております。また、介護サービス事業勘定の運営でいきますと、西町デイサービスセンターが直接運営している状況でありますけれども、西町デイサービスセンターを利用される方につきましては、その時々に応じた利用に当たっての思いなどを西町デイサービスセンターの職員のほうにお話をしているという現状です。

山 口

民間の施設で介護サービスを利用している人のそういう苦情、要望なりを吸い上げるシステムのようなものは、現状ではないということなのか。それとも、そういうものは全くないから市に伝わってこないということですか。

土橋係長

苦情のご相談の吸い上げ先としましては、国民健康保険連合会など、そういったものを模範にして市としましては苦情相談の窓口を設置させていただいております。ただ、直接保険者へのサービスの苦情は、今のところ特にご相談はいただいております。ただ、そもそもそういう民間のサービスをされる方々に保険者としていてもさまざまな指導もして、何かありましたらきちんと利用者の方々の要望ですとか、そういった質問等に丁寧にお答えいただいているものと考えております。

委員 長
副委員長

ほかに質疑ございますか。

デイサービスセンターの5万円の不用額ですが、それは最初から予算には入れないで、何かあったら困るからと不用額を確保していたという解釈でいいのだろうか。それと、例年そういうもしふえたら困るからというような額を確保しているのか伺います。

須藤主査

先ほどの部長からの説明の中で、デイサービスセンターの部分の不用額ということですが、これは昨年4月にデイサービスセンター等を滝川市社会福祉事業団のほうに譲渡した関係で、平成25年度の利用料並びに介護給付費が出納閉鎖の6月以降に入金される可能性があるということで予算を措置しているものですから、平成27年度以降の予算についてはこの5万円は計上しておりません。

委員 長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長

ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長

以上で認定第4号の質疑を終結いたします。

所管の入れかえがありますので、暫時休憩いたします。再開は10時40分といたします。

休 憩 10 : 28

再 開 10 : 40

委員 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

認定第3号 平成26年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員 長 認定第3号 平成26年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

高瀬部次長 (認定第3号を説明する。)

伊藤主幹 (認定第3号を説明する。)

委員 長 説明が終わりました。

堀 これより質疑に入ります。質疑ございますか。

堀 2点ほど質疑させていただきますが、1点目は、人気のない公営住宅と人気のある公営住宅があるわけですが、人気のない公営住宅への何か見直し、手当て等を考えているのか。もう一点は、当然民家であっても屋根のふきかえ等、修繕を定期的に長寿命化のために行っていますけれども、市営住宅の場合はそのような計画的なメンテナンスを行っていくという考えはあるのか伺います。

委員 長 2点目の修繕の計画となると予算絡みになるかと思うのですが、現時点での修繕の状況というか、決算における状況を確認したいということですか。

堀 予算の関係になるという指摘がありましたので、今回の支出の中でも補修に係るお金というのは結構かかっていると思いますが、これは計画的にされているのか、もしくは要望や苦情なりがあつてそうなっているのかお聞きしたいと思います。

三吉課長補佐 修繕につきましては、長寿命化に基づく修繕と一般修繕に分かれます。長寿命化に基づく修繕につきましては、屋根、外壁の塗装工事とか給排水の取りかえになります。それと、一般修繕につきましては、平家住宅の屋根塗装や物置、ドアの取りかえ工事などとなります。

伊藤主幹 もう少し修繕の関係を述べさせていただきますけれども、1つは長寿命化計画を策定しておりまして、公営住宅の中耐につきましては長寿命化計画に基づいて年次計画を立てて、交付金事業として改修を行っていくということです。長寿命化計画を立てていないいわゆる簡平、平家建てのかなり年数がたっている住宅なのですが、こちらにつきましては建てかえを基本としておりますので、それまでは必要に応じて修繕するのですが、例えば屋根塗装であるとか、居間の窓のプラスチックサッシ化、そういったような工事につきましては計画的に修繕を行っております。それと、人気のない公営住宅に何か手当てを考えているのかということですが、特に人気がないということになりますと、やはり古い簡平を中心に特に郊外にある団地の入居率がかなり低下してきている。あるいは、中耐でも古い中耐、例えば滝の川団地の中耐とか、一部あきが目立つような状況になっております。確かに近年、あきが目立つような状況になってきているということで、対策を考えなければいけないということは重々考えてはいるのですが、今のところまだ具体的な対策ということまでは至っておりません。今後とも検討してまいりたいと考えております。

委員 長 伊藤主幹、今の発言の中で簡平という用語は理解しにくいと思うので、説明願います。

伊藤主幹 簡平とは、簡易耐火平家建て公営住宅ということです。わかりづらいのですが、平家建てで昭和40年代、50年代前半につくられたブロック造の公営住宅、平家あるいは2階建てでも一部ありますけれども、それらを総称して簡平系の住宅ということでは呼ばせていただいております。

委員長
井上

ほかに質疑ございますか。

最初の説明の中で住宅が1,822戸あると。そのうち人気がないと言われるが、そこに入居されることによって収入が入るわけだから、そのことをどのように捉えているのか。今後何かやるようなことを言われたけれども、実際の入居率、そして何か手当てをしたら入居するのか、どこに原因があるのか。また、実際に入居したときにどのぐらいの収入増になるのか伺います。もう一つは、311ページの公債費の利子の部分で、490万円の不用額があるという説明があったのだけれども、今のこの低金利の時代に利率変更で約500万円ぐらいの不用額が出てくるというのは、どのような仕組みになっているのか。それと、今公営住宅では、ペットは飼えないと思いますが、ペットを飼える公営住宅の事例が他市にあるのか。もし可能であれば、飼いたいという人が結構いると思いますが、そのようなことについてはいろいろと検討したのか伺います。

委員長

今ほどのペットの部分については、答弁できるのであれば答弁願いますが、公営住宅事業としてのペットの扱いという考えを述べていただければと思います。

伊藤主幹

まず、1点目の人気のない住宅ということで、どの程度かということですが、例えば江南団地は今かなりあきが目立っている状況で、3割程度のあきがございします。家賃はかなり安いので、それによって家賃収入がかなり減っているということはそれほど気になるものではなく、1戸当たり3,000円といった家賃でございしますので、正直言いまして財政的にそこに入居していないために家賃収入が不足して、特別会計事業上収支がかなり困窮するところまでは至っていないと思っております。それと、人気のない理由ですが、お風呂がないところのあきが目立ちますし、やはり老朽化ということと江部乙の街なかにある団地ですが、利便性が劣ってきているということも正直ございします。そのような条件が重なって人気がないのではないかと考えております。抜本的な対策を考えていかないと、もちろん委員のおっしゃられるとおりで、今後進めていかなければいけないと思っています。ただし、今のところまだ計画的にそれをどうするかということまでは至っておりません。施策的に今後何らかの形で対策を検討してまいりたいと考えているところでございします。

鎌塚係長

全体の入居率、1,822戸、これは市営住宅といわゆる特公賃と言われている住宅15戸も含めての1,822戸ですが、平成26年度末の状況でいいますと入居戸数が1,643戸で入居率は93.78パーセントということになります。あわせて、2点目の質疑で決算書の311ページで公債費の利子の部分になりますが、予算の積算の段階では利率がはっきりしていないものですから、余裕を持って3パーセントを見て予算を計上しております。結果的には平成26年度でいえば、1.2パーセントといった利率になっていますので、その開きの分で余剰が出たということです。3点目のペットの関係ですが、現状はご存じのとおりペットの飼育は不可ということで対応しておりますが、ペットの飼育もできるような公営住宅の建設を含めた見解はどうかといった質疑だと思いますが、現状としましては、今の既存の団地ですとか新たに建てる団地においてペット可能という視点は今の段階では考えておりません。道内における公営住宅についても、知り得る限りではございしますが、把握はしておりません。道外、大阪だとか、大都市ではそういった公営住宅の建設があるということは聞いておりますが、私が知り得る限りでは把握しておりません。もしかしたら札幌とか大きな政令市ではあるのかもしれませんが、確かな情報は今手元にない状況です。また、以前雇用促進住宅ということで空知町にあり、

今は民間のほうで購入して管理しておりますが、そこはペットが飼えるということもありますし、民間のマンションもペット可能というところもありますので、現状でそういう希望者がいれば、そういったところを紹介するような対応はできるかと考えておりますので、現状として公営住宅のあり方の中でペット可能ということは今のところは想定しておりません。

井 上

人気のない住宅について、かなり年度の早い時点で建ったということですが、東滝川あたりでもかなり公営住宅の空き家が目立ってきているのです。今の入居率が九十何パーセントと言うけれども、入居可能なところが大体85戸ぐらいになるかと思いますが、その辺の関係についてどのように分析しているのか。対策はまだ考えていませんということでしたが、これは予算にかかわるとかということになるかもしれないけれども、その辺の対策というものを講じるような何か話し合いになっているのか、あるいはこの85戸ぐらい、これは入居していたらお金が入るわけだから、原因がどこにあるのか、その辺の分析というものがどのようになされたのか伺います。

伊藤主幹

まだ正確な分析や計画という段階には至っておりませんが、1つは平成22年の国勢調査で滝川市の世帯数が減に転じました。それまで人口はかなり減少してきたものの、世帯数がずっとふえてきたものが世帯数も減少に陥っていると。今は世帯数もかなり減少傾向にあるということです。公営住宅に限らず、相当数住宅ストックの余りが目立ちまして、空き家化というのかなり目立つ状況にあるということになります。そのようなことを考えれば、総体的には公営住宅でも空き家が生じてきているのだろうと考えます。滝川市よりさらに過疎化が進む街の状況を見ますと、4割ぐらい公営住宅の空きがあるという状況の市町村も空知の中にはあると把握しております。ですから、滝川市だけが空き家がふえてきているということではないと思っております。空知あるいは北海道全体が、人口減少、過疎化、世帯減少といった中で住宅ストックが余ってきているという部分もあると思っております。公営住宅の平家建ての古い住宅につきましては、漸次建てかえも進めておりまして、計画上では公営住宅の管理戸数を減らしたいと考えております。その辺も鑑みながら、これから計画のかじをいろいろ検討していくことになるかと思えます。ただし、核となるような郊外の江部乙や東滝川に対する配慮も考えながら、今後の公営住宅計画を再編していくことになろうかと思えます。

井 上

今、具体的な数字を聞いたのだけれども、85戸ぐらい余っている戸数は漸次ふえてきているということなのか、年度ごとにその辺の分析はしていないのか、わかれば何年かさかのぼって教えてください。

伊藤主幹
委員 長
山 本

調べれば数字は出せますが、今は押さえていない数字です。

ほかに質疑ございますか。

公営住宅の収入の関係で、毎年ですが滞納の方が何人かいると思います。滞納繰り越し分が、40パーセント入りしましたという報告をいただいておりますが、毎年滞納した方に対して訴訟を起こされていると思うのですけれども、滞納した方で、どのくらいの滞納になったら訴訟のほうに移っていくのか。それと、事務概要調の164ページに昨年度の滞納整理に伴う法的措置について、調停、支払い督促、訴訟、強制執行とありますけれども、この数字は全て解決したものでしょうか。例えば、どうしても支払ってくれないから強制執行したということもあると思うのですけれども、調停や支払い督促で収入がきちんと入ってきたのか確認したいと

佐藤主査

思います。

まず、幾らぐらいになったら調停を起こすのかというお話ですが、条例に滞納が3カ月以上になった場合は明け渡しを求めることができるということになっております。ただ、3カ月滞納したからといってすぐに調停するというのではなくて、その中で相手方といろいろ折衝して納付計画を立てたり、催促している中で、どうしても納める意思がない、何度言っても払わないという方については、調停、訴訟なりの法的措置になっていくことになります。ですから、明確な基準ということになると3カ月以上ということになります。金額は、各公営団地において家賃額が低いところで3,000円ぐらいのところがありますし、高いところだと2万円を超えるところもありますので、金額では線引きはしていません。あくまでも滞納月数ということで判断しております。2点目の法的措置の結果、収入になったのかということですが、まず平成26年度に調停が4件ありましたけれども、そのうち3件が成立しております。もう一件は、厳密な意味では調停の成立ということではなくて、調停にかわる決定といって、一応成立はしています。4件とも相手方と話し合いがついて、分納の相談ということになっております。こちらについては、現段階で全て完納になっているわけではございませんが、今分納計画進行中で、分納している状況になります。

それから、支払い督促6件ですけれども、このうち3件については督促してすぐ完納になっています。2件が分割納付ということで、現在も続いております。残り1件は、異議申し立てがあり訴訟になっておりますので、訴訟件数1件というのは、この異議申し立てによる訴訟ということになります。支払い督促からの移行ということで訴訟になりましたけれども、これについては当人が訴訟の場にあられず、結局判決は確定になりました。その後本人が自主納付しておりますので、こちらも完納ということになっています。最後の強制執行1件ですけれども、こちらは平成25年度に判決が確定して、退去という判決になりましたが、冬期間だったため、すぐに強制退去させることができなくて、26年度にずれ込んでしまったものです。こちらについては、明け渡しになりまして、この分はほとんど納付になっていない状況ですが、滝川市外に転出しており、そちらのほうには毎月催告状を送付し、年に何回か現地訪問して、引き続き催告しているところですが、収入になかなか結びついていない状況です。

委員長
副委員長

ほかに質疑ございますか。

21団地全てに管理人を置いているのか伺います。それと、その管理人の人件費、手当ですが、305ページに管理人報償149万円と載っているのですが、それは何人分の管理人手当になるのか。それと313ページに敷金払い戻しに要した経費35万3,000円とありますが、その敷金は何戸分なのか。それと、駐車場、例えば啓南団地のような大きな団地の駐車場で、1世帯で2台借りているところが果たして何件ぐらいあって、1世帯で2台の分の駐車料金をもらっているのか。それと、啓南団地の放送設備、管理人室から廊下やどこかに撤去したということがあると思うのですが、それに費用がどれぐらいかかっているのか伺います。

鎌塚係長

まず、1点目の管理人の関係につきましてお答えさせていただきます。21団地全てに管理人がいるかということですが、管理人は全てにはいません。なぜいないかという部分も含めてお話をさせていただきますと、担い手の関係で、そこは強制してお願いできる部分でもございませんし、管理人の位置づけは職員の補助的業務になりますので、いないところにつきましては、当然職員の職務ですから、

私たちが対応するというので、カバーしております。管理人報償費の関係になりますが、純粹な管理人と、あと集会所がございまして、そちらの管理も含めて149万1,120円という金額になります。住宅の管理人としましては28名、各住棟ごとにいらっしゃいますので、いるところに関しては28名分です。あわせて集会所につきましては7カ所ありますので、7名配置している状況でございます。駐車場の関係ですが、駐車場を整備しているところに関しましては、1台目については1世帯1台を市として許可し、登録していただいて駐車場料金2,140円を毎月納めていただくと。質疑にありました複数台、2台目以降ということになりますが、そちらについては各住棟、団地の自治会がございまして、空きスペースの有効活用として、自治会と複数台お持ちの入居者が契約していただいて利用していただくと。当然空き区画があつてというのが前提になりますが、自治会が管理しておりますので、自治会と契約していただいて使用していただくということになっています。今ほどお話しましたとおり、空きスペースの有効活用ということで自治会で管理していただいておりますので、2台目以降の駐車場料金に関してはそれぞれの自治会の中で設定しておりますので、市が徴収している状況にはないものですから、自治会によってその設定は異なりますし、細かい金額までは把握していないのが現状です。啓南団地の放送設備の移設の質疑になりますが、移設したのは本年度になりますけれども、約40万円程度。これは、啓南団地が初めてのことでなくて、銀川団地、一の坂団地もこの間共用部分に移設してきているところなんです。その意味は、先ほど説明しましたとおり、管理人室ということで部屋が特定されている部分がある団地があるのですけれども、なかなか管理人の担い手がいないといった現状も多く出てきておりますので、ほかの入居者にも担っていただけるような環境を考えまして、共用部分に管理人の入れかわりのタイミングで移設を進めてきている状況にあります。今ほどお話しました銀川、一の坂、啓南団地といった部分につきましても各自治会がございまして、当然管理人、自治会と日々連携をとってやっつけていただいている関係もございまして、市としてもその辺の協議を進めながらこの間も進めてきておりますし、引き続きそういう対応を進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。敷金の関係ですけれども、実際退去されるときに、敷金として入居当時の家賃の2カ月分を預かっていますが、それを退去のときに払い戻すといったこととなります。件数でいいますと109件が平成26年度の退去件数ということで、敷金の払い戻しの件数ということになります。

副委員長

まず、管理人が21団地のうち全部はいないということを聞いたのですが、ではどれだけの団地に管理人がいるのか。それと、駐車場の件ですが、2台目以降は自治会と契約していて、その金額も自治会に任せている。市で貸すのは2,140円で、自治会で貸しているのは全く把握していないで、その駐車場料金は自治会の運営資金になっていると思うのですが、幾らと聞きもしないのですか。市は2,140円で、それに準じて貸すとか、2台目からは5,000円と貸しているのか、各団地がばらばらのように聞こえたのですが、その辺は一貫性があるのか伺います。それと、放送設備を40万円もかけて移した根拠は何なのか。なぜ設備があつたところから移さなければならなかったのか。入居するときには管理人をお願いしますということだったはずなのです。それがいろいろ合わなくて、結局は40万円もかけて移動したのは、おかしいのではないですか。そして、管理人はどのような条件でどこが雇用しているのか、雇用計画はあるのか。例えば私たちも大町コミュニティセ

センターの指定管理を受けているけれども、管理人とは雇用契約を結んでいるのです。市営住宅においては、管理人との雇用契約がないのか伺います。それと、敷金のことですが、敷金は今も全部2カ月分なのか、あるいは1カ月分のところもあるのか。それと、管理人手当が149万円、28名ということは1年間で一体幾らになって、どの施設に何人いるとか、あるいは集会所があつて、そこにも何人管理人がいるとか、その詳細を教えてください。

鎌塚係長

まず、1点目の管理人について、団地として管理人がいないところでいいますと、銀川団地の1号棟とみずほ団地の5号棟がいないということになります。あと、団地によって住棟が四、五棟と複数住棟ございますので、それぞれに管理人を置いているといった状況です。駐車場の関係ですけれども、基本的には2,140円ということで、市の駐車場料金に準じて、そこを参考にさせていただいているということで把握はしておりますが、2台目を自治会としてもそのように取り扱いなさいということでの定めは持っていないので、もしかするとその団地によって複数台なので安くしているということも考えられます。基本的には定めはありませんが、市役所で徴収している部分を参考にされているということで、空きスペースの有効活用として、その収入を自治会として駐車場の除雪費ですとか、そういった管理費に活用しているのが実態です。敷金につきましては、現在においても2カ月分を入居の段階で納めていただいております、変わっておりません。管理人の雇用契約があるのかという質疑ですが、契約行為ではありませんので、あくまでも私たちの職務の業務補助ということで、入居者個人に委嘱ということで委嘱状を発行して、私たちの業務の補助をお願いしているということになっております。放送設備については、先ほどもお話をさせていただきましたとおり、担い手がなかなかいない。部屋で特定してしまうと、その方の状況、体調面を含めて急遽できなくなったということになると、その段階ですぐ退去してくださいということもなかなか現実的には厳しいという状況もございますし、担い手がだんだん少なくなってきた現状を踏まえると、共用部分にあつて部屋で特定するのではなくて担い手をお願いできるような環境を進めていきたいということで、放送設備や機械盤、警報盤等含めて共用部分、機械室のほうに設置してきているところです。最後に管理人の手当についてですが、まず、集会室のほうは月額3,000円ということで決まっています。管理人につきましては、住棟の入居者数によって計算され、計算式は管理人報償費の要綱で決まっています、10戸までが1,600円、プラス1戸ふえるごとに加算していく算出方式が決まっています。また、啓南団地のような高層住宅に関しては、放送設備がある部分に4,900円といったような特例措置も算出方式の中で定められておりますので、それをもとに算出して支出しています。団地ごと、また団地の入居者数によって差はございますので、一概に管理人は幾らということはお答えできませんが、算出ルールにのっとって各団地の管理人に支出しているのが現状です。

副委員長

管理人が大変で、担い手もどんどんいなくなる。これから先どのような考えを持っているのか。それと、放送設備ですが、40万円もかけて動かす理由は何だったのか。例えば入居するときに管理人をお願いして、了解いただいて、そこに入居した。しかし、その後管理人は嫌だと、それで放送設備も動かしたということだったのです。こういうことってあり得えますか。入居するときにそういう条件なら、その部屋から違う部屋に移ってもらって、その部屋は設備をそのままにしておけば40万円はかからないでわけです。次に入居を希望する人には、管理人をお

願いますと、そういう方法だってあると思うのですがいかがですか。また、放送設備は市の設備なのか、それとも団地の設備なのか。団地に管理させているとしたら、その放送設備の管理料は払っているのか。市が空いている部屋に勝手に移動してその市営住宅を管理するようにいっても、これは無理だと思いますがいかがですか。

鎌塚係長

3点の質疑をいただきました中身ですが、確かに担い手不足は年々ふえてきておりまして、大きな問題だと捉えております。こちらとしても、入居していただける方々、入居の順番が回ってきた方々に、管理人を必要とする住棟に入居される方々については、管理人の業務の中身も含めて、担っていただけるようにご相談させていただきながら日々対応しているところではございますが、日ごろお仕事をされている、また高齢で日々動くことが困難な方々、いろいろな方がさまざまいる中で、管理人を担っていただけるという状況がない中で苦慮しているところではあります。とはいいつつも、日々団地の中で私たちが常時管理できない団地の中は、やはりふだん入居されている方々が身近にいることによって、さまざまな問題や課題について気づくところが多々あると思いますので、管理人という位置づけは大変重要だと認識しておりますし、引き続きそのような業務、位置づけというのも重要だと考えています。将来的な管理人のあり方ですとか、位置づけですとか、これだけの団地数がございますから、住宅管理としての中で今後どのように効率よく、各入居者の生活状況をしっかり見守る環境をつくっていけるか、そういった部分は今後の課題でもありますし、しっかり考えていかなければいけない中身とは思っておりますが、現状では今ある状況、制度の中で引き続き現入居者、またこれから入居される方々に今後も管理人になっていただけるようなご相談をさせていただきながら、管理人を配置していきたいと考えております。放送設備を含めて平成十七、八年ぐらいから、江陵団地以降の団地については全て放送設備は共用部分に設置しております。現在東町団地2棟目も完成しましたが、全て共用部分に設置しております。それ以前の一の坂、銀川、啓南団地等については部屋に設置しておりますが、部屋で特定してしまうことによる非効率さという部分もございます。啓南団地につきましては、最近の団地同様に機械室に設置しておりますし、基盤については共用部、いわゆる廊下、今建てている建設団地と同様の配置に変えている状況でございます。また、機械、放送設備は市の設備かとの質疑ですが、管理人がいて放送設備があるところについては、管理人に日常的な管理をしてもらうということにはなっていますが、設備としては市の設備で、管理は管理人にさせていただくというような中身で対応しておりますし、そういった部分で管理人報償費についても、先ほどお話しましたとおり高層団地についての放送設備についてはそういった部分も含んでの報償費は支出している状況でございます。

高瀬部次長

補足的にお話させていただきたいと思います。

管理人という名称でありますけれども、中身的には連絡調整員というような位置づけで、例えば民間のマンションにいるような管理人、常時管理というような意味合いとは違ひまして、ふだん我々が現場、住棟に行って調べなければならないことやいろいろ連絡しなければならないという部分に対してかわりに連絡調整を担っていただくというのがそもそもの位置づけで、名称が管理人ということでもありますので、どうしても団地に長いこと住んでおられる方にしますとイメージがだんだん変わってきているかと思います。また、我々としてはお願いして担って

いただくということで委嘱という形をとっております。ですから、契約行為とか、そういう問題ではございません。それと、入居時に管理人としてお願いしていた人が、いろいろな諸般の事情によってできなくなったといったからといって、それだけで退去できるかという部分は、これはなかなか難しい事案だと思うのです。我々としても、そういうこともこれからの高齢化とかいろいろなことを考えれば、管理人室を固定するのは今後難しいのではないかと考えているところがありますので、最近の団地に関しては共用部分で、ある意味誰でも使えるようにしていくということで、今後も運用していきたいという思いがありますし、これからは管理人が今いないところにおいては、自治会といろいろ打ち合わせしていきながら進めていきたいという思いがあります。移転だとか、今投資という部分でご指摘がありましたけれども、これからのことを考えれば、これを機会に部屋に固定することから少しシフトしていかなければならないのかと思います。ご指摘のとおり、無駄な投資でないかと言われないうように、うまく今後も運用していきたいと考えているところでございます。

副委員長

連絡調整員って初めて聞いたのだけれども、そんな甘い考えでいいのですか。どこのマンションにおいても管理人はすごく重要な部分なのです。管理人にプロを雇ったっていいではないですか。こんな曖昧な、身分も何もないような、ただお願いしているというようなことで、あれだけの団地をうまく運営できると思っているのだろうか。今後はきちんとした管理人を置いて、駐車場だっておかしいです、金額もわからないような方法で貸しているというのは。少なくとも入ってくれば、これは公金ではないですか。それを自治会が自由に使って、幾ら入っているかもわからないというのはおかしい。だから、少なくとも連絡調整員でなくてしっかりした管理人を今後置いていくべきだ。東町団地だって新しくできたのなら、チャンスではないですか。部長はこの管理人のことをどのように考えていますか。

大平部長

団地の管理人、先ほどちょっと次長のほうから連絡調整員という言葉を使わせていただきましたが、ない言葉です。今、管理人に委嘱しているというのは、回覧であるとか、何かの連絡調整的なところまでしか委嘱しておりませんので、わかりやすく説明するために連絡調整という説明をさせていただいたところでございます。今後ということでございますが、公営住宅の性質からいまして、住宅困窮者のための住宅なものですから、賃貸のマンションだとか、そういった部分と同様の管理人を置くかどうかということになりますと、なかなか厳しいものがあるのではないのかと思っております。公営住宅の中に住まわれている方々は、その中で自治会をつくっていただいて、個々の住宅が集合したというようなイメージで、皆さんで共同で運営していただくということが基本だと思っております。その中で民間のような管理人体制をとれるかと申しますと、それは厳しいと言わざるを得ないのかなと思っております。先ほど言ったとおり、管理人を担ってもらえる方が少なくなっている現状がございます。この部分の取り扱いについて今後どうしていかなければならないかということについては、十分検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 以上で認定第3号の質疑を終結いたします。
この辺で昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休 憩 11 : 47
再 開 12 : 59

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

委員長 **認定第7号 平成26年度滝川市下水道事業会計決算の認定について**
認定第7号 平成26年度滝川市下水道事業会計決算の認定について説明を求めます。

大平部長 (認定第7号を説明する。)
千葉課長 (認定第7号を説明する。)

委員長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございますか。
(なしの声あり)

委員長 ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。
(異議なしの声あり)

委員長 以上で認定第7号の質疑を終結いたします。
暫時休憩します。

休 憩 13 : 22
再 開 13 : 27

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

委員長 **認定第6号 平成26年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について**
認定第6号 平成26年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

大平部長 (認定第6号を説明する。)
千葉課長 (認定第6号を説明する。)

委員長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございますか。

館 内 土地区画整理事業費のことについてですが、新設される予定の道路は、以前の議会での質疑で道路照明は電柱に依存する形と、町内会の負担によって電灯がつけられるとの答えだったのですが、現在もその答えとは変わらないのでしょうか。今後の設計というか、予算の中にこういうものをつける、照明をつけるということは計画の中に入っているのでしょうか。この中に街灯照明の設計のプランは入っているのでしょうか。

委員長 決算した中身でこういう計画があったのかどうかという確認ならいいのですが、次年度の計画となると予算の範疇になりますので、ここでの質疑は、決算時においてそういう計画が設計する段階で入っていたのかどうかという質疑でよろしいですか。

館 内 はい。

委員長 それでは、答弁を求めます。
岡崎係長。

岡崎係長 照明に関してですが、これまでお答えさせていただいているとおり、防犯灯、街路灯につきましてはこの地区に限らず町内会が必要に応じて設置することとなっておりますので、今回の設計等には含まれておりません。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、以上で認定第6号の質疑を終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

あすは午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散 会 13:36